

第 1670 回 (3 月 5 日)
ドイツ統一と旧東ドイツの所有権問題

(東京大学) 広 渡 清 吾

この報告では、西ドイツへの東ドイツの吸収、つまり基本法（西ドイツの憲法）民主主義と社会的市場経済の東ドイツ地域への拡張として実現したドイツの統一（1990 年 10 月）に際して、もっとも重要で、かつ、複雑な問題を形成した旧東ドイツの「所有権問題」の前提構造と解決策の展開プロセスが取り上げられた。

東ドイツ社会主義の下ではいうまでもなく基本的生産手段である企業および農地は社会主義的所有権に属していた。これを私的所有権に移行することが、旧東ドイツ地域の市場経済化の大前提になる。企業と土地の私有化は、しかしながら、社会主義化の過程で正当な補償なしに自己の私有財産を収用（剥奪）された人々に、その財産を返還する（再私有化）という課題を含むものであった。

東西両ドイツ政府は、再私有化＝財産返還問題については、統一前の 1990 年 6 月に発した共同声明において、第 1 にドイツ建国（1949 年 10 月）以前、ソ連占領下での農地改革で無償収用された農地および企業は返還されないこと、第 2 にこれに対して、東ドイツ建国後に十分な補償なしに収用された財産は返還されるべきこと、第 3 にただし、返還が事実上不可能な場合（土地が住宅団地の一部として利用されている、など）、東ドイツ市民が善意で取得している場合などには返還が認められないことを取り決めた。

1990 年 8 月に締結された統一条約（10 月 3 日発効）は、共同声明の原則を確認した上で、さらに東ドイツ地域の雇用保険・創出、住宅需要に応じるための緊急の投資に必要な場合には、当該財産が返還されないことを定めた。旧財産所有者に返還が認められないときには、補償が行なわれるべきものとされた。

旧所有者の返還請求権についての以上の取り扱いは、1991 年 4 月 23 日の連邦憲法裁判所判決で合憲性が承認された。

以上の大枠のもとで、企業と農地の私有化が進められることになったが、私有化の機関として連邦大蔵省の監督を受ける公法人である「信託公社」が活動した。信託公社は、1994 年 12 月末で活動を終了し、後継組織に残務を委ねたが、活動実績は売却企業数 14,500、売却収益 650 億マルク、買主たる投資家の投資約束 2,070 億マルク、確保された雇用約 150 万人（統一前の労働者数約 450 万人）と報告されている。信託公社の私有化の実務においては、旧所有者への返還請求権を保障することが投資家による投資の障害になることが明瞭になり、私有化と再私有化を規制する法システムが 1991 年 3 月、1992 年 7 月と二度にわたって改正された。

かつて人民所有権のもとにあった農地・森林地の私有化については、1994 年 9 月の法律によって処理のスキームが明確化され、私有化実務が本格的にはじまった。原則として、これらの農地を公社から賃貸借している農民（ないし農事会社、農業協同組合）に賃貸地が譲渡されるものとされ（経営に必要な範囲で森林地も取得できる）、また、農地の旧所有者（占領下で農地を収用された者、返還請求権を排除された旧所有者）は、賃借人によって取得されなかった範囲で、旧人民所有地についての買い受け権を有するものとされている。取得（買い受け）価格は、1935 年の不動産統一価格（課税のための価格）の 3 倍と法定された。対象となる農地は約 170 万 ha、森林地 190 万 ha といわれている。